

温室効果ガス排出量/エネルギー消費量 検証報告書

2026 年 7 月 15 日

日本郵政株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

日本郵政株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{*1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報、エネルギー消費量情報（以下「算定情報」という。）算定結果「2025 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、以下 1)、2)、4)に関して合理的保証、以下 3)に関して限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1)スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、軽油、及び、A 重油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2)スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3)スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 3, 6, 7^{*2}において排出される CO₂ 排出量

4)エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{*3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 本社への訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の現場視察、及び、東京通信病院へチェックリスト（質問書）を提出し、その回答、及び、根拠資料の入手により算定データ、データ収集手順確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2025 年度の以下のスコープ 1、スコープ 2 の GHG 排出量情報、及び、エネルギー消費量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において適正であった。

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果 ガス排出量 (t-CO ₂ e)
本社、病院、 その他オフィス	スコープ 1※4	2,029.2
	スコープ 2 マーケット基準※5	4,436.7
	スコープ 2 ロケーション基準※6	7,314.4

検証された エネルギー消費量 (GJ)		
電力		137,214.4
冷水		6,695.9
温水		4,496.0
ガス	都市ガス	43,689.2
燃料油	軽油	0.8
	A 重油	0.0

重要性の量的基準値を 5%として合理的保証に基づき上記を表明

2025 年度の以下のスコープ 3 GHG 排出量は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
以下参照	スコープ 3	2,413.7
スコープ 3 内訳		
本社	カテゴリ 1	10.3
本社、病院、 その他オフィス	カテゴリ 3	1,952.7
	カテゴリ 6	164.4
	カテゴリ 7	286.3

NOTE:

- ※1：算定対象：本社、東京通信病院、その他オフィス（8 カ所）
 ・ 2025 年度算定対象事業所は上記表を参照
 （但し、スコープ 1, 2、スコープ 3 のカテゴリ 3 ではグループ間テナントを除く）
- ※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要
 ○ カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：購入したコピー用紙を対象
 ○ カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力、熱を対象
 ○ カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
 ○ カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象
- ※3：スコープ 1, 2 の算定方法：「温室効果ガス（GHG）プロトコル 事業者排出量算定報告基準 改訂版（2004 年発行）」、「GHG プロトコル スコープ 2 ガイドライン（2015 年発行）」、及び事業者が作成した「日本郵政グループ 温室効果ガス排出量 算定方針書（Scope1、Scope2）」
 スコープ 3 の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.8）」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.6）」、及び事業者が作成した「算定手順書（スコープ 3）」
- ※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：排出係数（マーケット基準）

- ・電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用
- ・熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数の基礎排出係数、あるいは代替値を使用

※6：排出係数（ロケーション基準）

- ・電力の排出係数：一般送配電事業者別基礎排出係数を使用
- ・熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数の代替値を使用

以上

温室効果ガス排出量 検証報告書

2026 年 7 月 15 日

日本郵便株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

日本郵便株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象※¹における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む、以下「算定情報」という。）算定結果「2025 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LP ガス、A 重油、灯油、軽油、及び、ガソリンの使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 6, 7, 12※²において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法※³に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 大宮 JP ビルディングへの訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の現場視察、及び、本社並びに算定システム会社に対し、集計プロセス、集計方法確認、実際の集計結果を踏まえたインタビューを実施
- サンプル対象の郵便局へチェックリスト（質問書）を提出し、その回答、及び、根拠資料の入手により算定データ、データ収集手順確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2025 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象※1		スコープ	検証された温室効果 ガス排出量 (t-CO2e)
本社、支社、直営郵便局、 不動産開発物件、物流ソリュ ーションセンター（LSC）		スコープ 1※4	162,800.3
スコープ 1 と同様		スコープ 2 マーケット基準※5	400,300.7
		スコープ 2 ロケーション基準※6	508,222.5
以下参照		スコープ 3※7	825,213.3
スコープ 3 内訳			
本社、支社、直営郵便局、LSC		カテゴリ 1	220,830.0
本社、支社、直営郵便局、LSC		カテゴリ 2	28,537.0
スコープ 1、2 と同様		カテゴリ 3	126,169.6
本社、支社、直営郵便局、LSC		カテゴリ 4	361,715.4
本社、支社、直営郵便局、LSC		カテゴリ 6	22,022.9
本社、支社、直営郵便局、LSC		カテゴリ 7	64,087.6
本社、支社、直営郵便局、LSC		カテゴリ 12	1,850.8

検証された エネルギー消費量 (GJ)		
電力		9,981,126.4
冷水		233,882.5
温水		65,035.7
蒸気		77,459.7
ガ ス	都市ガス	719,563.2
	LP ガス	24,226.3
燃 料 油	軽油	14,042.4
	ガソリン	1,453,569.4
	灯油	211,113.5
	A 重油	184,518.9

NOTE:

※1：2025 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・スコープ 1, 2 はグループ内テナント及び自社施設内に同居している事業所を除く（対象事業所数：20,059）
- ・スコープ 1 の車両は上記から不動産開発物件を除いた事業所を対象（対象事業所数：20,052）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

スコープ 3 のカテゴリ 1, 2, 4, 6, 7, 12 は本社、支社、直営郵便局及び LSC を対象（対象事業所数：20,052）、
カテゴリ 3 はスコープ 1, 2 と同様

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：以下を対象
 - ・対象事業所で調達したユニフォーム、切手・葉書、レターパック、ゆうパック包装用品、式紙
 - ・本社で購入したコピー用紙
 - ・対象事業所における車両・施設の修繕保守サービス、施設・設備等の改修工事
- カテゴリ 2（資本財）：保有車両（郵便・物流事業セグメント、郵便局窓口事業セグメントの車両）を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力、熱を対象
- カテゴリ 4（輸送、配送（上流））：国内の委託輸送（幹線輸送（トラック）、委託宅配）のうち自動車使用分、国際郵便の海外あて委託輸送分（航空、船舶等）を対象
- カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象
- カテゴリ 12（販売した製品の廃棄）：販売した切手・葉書、レターパックを対象

※3：スコープ1, 2, 3の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.8)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.6)」、及び事業者が作成した「算定手順書 (スコープ1, 2)」、「算定手順書 (スコープ3)」

なお、カテゴリ4のうち国内の委託輸送 (道路貨物輸送) はCO₂排出量算定システム C-Turtle®に内包される産業セクター分類の排出係数を用いて算定

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：マーケット基準

- ・電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用
- ・熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数の基礎排出係数、あるいは代替値を使用

※6：ロケーション基準

- ・電力の排出係数：一般送配電事業者別基礎排出係数を使用
- ・熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数の代替値を使用

※7：スコープ3の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めた t-CO₂e の合計値

以上

温室効果ガス排出量/社会情報 検証報告書

2026 年 7 月 17 日

株式会社ゆうちょ銀行 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

株式会社ゆうちょ銀行（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{*1}における算定結果「2025 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）、及び、社会情報（欠勤率）（以下「算定情報」という。）に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LP ガス、A 重油、灯油、ガソリン、軽油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

事業者の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 6, 7, 12, 16^{*2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

5) 欠勤率

事業者の正社員を対象とした欠勤率^{*3}

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{*4}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対して限定的保証業務を実施して、結論を表明することにある。なお、事業者と当協会との間には、特定の利害関係はない。

2. 検証手続き

当協会は、GHG 排出量情報に関しては ISO14064-3:2019、社会情報に関しては ISAE3000 に準拠して検証を実施し、以下の事項を実施した。なお、限定的保証業務は、合理的保証業務における手続きと比較してその種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどに高い水準の保証を与えるものではない。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 東日本貯金事務計算センターへチェックリスト（質問書）を提出し、その回答、及び、根拠資料の入手により算定データ、データ収集手順確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2025 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

・ GHG 排出量情報

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	検証されたエネルギー消費量 (GJ)	
下記 NOTE 参照	スコープ 1※5	2,919.9	電力	367,521.4
スコープ 1 と同じ	スコープ 2 マーケット基準※6	3,535.9	冷水	58,835.5
	スコープ 2 ロケーション基準※7	21,387.2	温水	10,174.1
以下参照	スコープ 3※8	73,327.4	ガス	都市ガス 26,007.9
				LP ガス 0
スコープ 3 内訳			燃料油	軽油 46.1
全社	カテゴリ 1	41,482.0		ガソリン 15,921.5
全社	カテゴリ 2	6,528.7		灯油 0
スコープ 1、2 と同じ	カテゴリ 3	5,686.6		A 重油 8,781.2
全社	カテゴリ 6	1,389.7		
全社	カテゴリ 7	3,860.4		
全社	カテゴリ 12	52.3		
下記 NOTE 参照	カテゴリ 16※9	14,327.8		

・ 欠勤率

検証された欠勤率 (%)	
欠勤率	1.33

NOTE:

※1：算定対象

- ・ スコープ 1： エリア本部(2)、直営店(6)、パートナーセンター(25)、貯金事務センター（沖縄を除く）(15)、貯金事務計算センター(2)、クレジット管理センター(1)、本社(7)、連結子会社(3)（計 61 部門）、及び、全社の車両
- ・ 全社：エリア本部、直営店、パートナーセンター、貯金事務センター、貯金事務計算センター、印鑑票管理センター、ATM 管理センター、クレジット管理センター、本社（計 314 部門）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：購入したユニフォーム、コピー用紙（本社のみ対象）、カード、帳票（通帳含む）を対象
- カテゴリ 2（資本財）：購入した車両及び ATM を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1、2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力・熱を対象
- カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象
- カテゴリ 12（販売した製品の廃棄）：通帳、カードを対象
- カテゴリ 16（その他）：コンビニエンスストア及び他行に設置された ATM を含む郵便局外に設置された全ての ATM の想定使用電力量を対象

※3：欠勤率の算定：2026 年 3 月 31 日時点在籍の正社員、及び総労働予定日数をもとに算出

- ※4：スコープ 1, 2, 3 の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.8)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.6)」、及び、事業者が作成した「算定手順書 (スコープ 1, 2)」、「算定手順書 (スコープ 3)」
 欠勤率の算定方法：事業者が作成した「欠勤率算出方法」
- ※5：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用
- ※6：マーケット基準
- ・電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用
 - ・熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数の基礎排出係数、あるいは代替値を使用
- ※7：ロケーション基準
- ・電力の排出係数：一般送配電事業者別基礎排出係数を使用
 - ・熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数の代替値を使用
- ※8：スコープ 3 の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めた合計値
- ※9:2019 年度に実施されたコンビニエンスストア及び他行に設置された ATM を除く郵便局外 ATM 消費電力量推定調査のデータに基づく推計値

4. 当協会の独立性と品質管理

ISO14065:2020 に適合する包括的なマネジメントシステムを当協会は導入し、維持している。これは、国際会計士倫理基準審議会による品質マネジメント基準 1、及び、誠実性、客観性、職業専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性等の要件を含む職業会計士の倫理規定における要求を満たすものである。

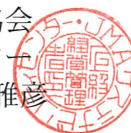
以上

温室効果ガス排出量/環境/社会情報 検証報告書

2026 年 7 月 15 日

株式会社かんぽ生命保険 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

株式会社かんぽ生命保険（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における算定結果「2025 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）、環境情報（水使用量、廃棄物排出量）、及び、社会情報（欠勤率）（以下「算定情報」という。）に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LP ガス、軽油、灯油、A 重油の使用、及び
事業者が使用した車両のガソリン、軽油に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

事業者の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 5, 6, 7, 12^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

5) 水使用量

算定対象において使用された上水、及び、下水^{※3}

6) 廃棄物排出量

算定対象において事業から排出された廃棄物^{※4}

7) 欠勤率

事業者の正社員を対象とした欠勤率^{※5}

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※6}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対して限定的保証業務を実施して、結論を表明することにある。なお、事業者と当協会との間には、特定の利害関係はない。

2. 検証手続き

当協会は、GHG 排出量情報に関しては ISO14064-3:2019、環境情報、及び社会情報に関しては ISAE3000 に準拠して検証を実施し、以下の事項を実施した。なお、限定的保証業務は、合理的保証業務における手続きと比較してその種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどに高い水準の保証を与えるものではない。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 本社への訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の確認、及び京都サービスセンターへのウェブ経由でのインタビューにて算定対象、データ収集手順、エネルギー供給監視点の確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2025 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

・ GHG 排出量情報

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量(t-CO ₂ e)
全社（グループ間テナントは除く）	スコープ 1※7	9,129.2
	スコープ 2 マーケット基準※8	2,422.9
	スコープ 2 ロケーション基準※9	10,310.9
以下参照	スコープ 3※10	15,154.1
スコープ 3 内訳		
全社	カテゴリ 1	1,921.7
全社	カテゴリ 2	0.0
スコープ 1,2 と同様	カテゴリ 3	4,192.6
大手町プレイス ウエストタワー、 大崎ブライトタワー、 情報管理センター	カテゴリ 5	58.2
全社	カテゴリ 6	2,308.4
全社	カテゴリ 7	6,641.5
全社	カテゴリ 12	31.8

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力		196,013.4
冷水		7,280.9
温水		4,654.7
蒸気		3,430.1
ガス	都市ガス	27,225.6
	LP ガス	0.0
燃料油	軽油	30.0
	ガソリン	114,002.0
	灯油	43.8
	A 重油	615.7

・ 水使用量

検証された水使用量 (千 m ³)	
上水使用量	36.3
下水使用量	22.2

・ 廃棄物排出量

検証された廃棄物量 (ton)	
一般廃棄物	182.5
産業廃棄物	103.7

・ 欠勤率

検証された欠勤率 (%)	
欠勤率	1.15

NOTE:

※1：算定対象

2025 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・全社：本社、サービスセンター、コールセンター、情報管理センター、エリア本部、支店の計 725 施設
 （スコープ 1, 2 及びスコープ 3 カテゴリ 3 ではグループ内施設に入居する拠点は除く）
- ※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要
 - カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：購入したユニフォーム、コピー用紙（本社のみ対象）、保険証書、約款、しおり、帳票を対象
 - カテゴリ 2（資本財）：購入した車両を対象
 - カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力、熱を対象
 - カテゴリ 5（廃棄物）：主要 3 施設（大手町ブレイスウエストタワー、大崎ブライトタワー、情報管理センター）の産業廃棄物を対象
 - カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
 - カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象
 - カテゴリ 12（販売した製品の廃棄）：保険証書、約款としおりを対象
- ※3：水使用量は、主要 9 拠点（大手町ブレイスウエストタワー、大崎ブライトタワー、情報管理センター、及び、仙台、岐阜、福岡、京都、中部（2 拠点）サービスセンター）を対象とした上水、及び、下水
- ※4：廃棄物排出量は、主要 3 施設（大手町ブレイスウエストタワー、大崎ブライトタワー、情報管理センター）の一般廃棄物と産業廃棄物を対象
- ※5：欠勤率の算定：2026 年 3 月 31 日時点在籍の正社員、及び総労働予定日数をもとに算出
- ※6：・スコープ 1, 2, 3 の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.8）」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.6）」、及び、事業者が作成した「算定手順書（スコープ 1, 2）」、「算定手順書（スコープ 3）」
 - ・水使用量の算定方法：事業者が作成した「算定手順書（水使用量）」
 - ・廃棄物排出量の算定方法：事業者が作成した「算定手順書（廃棄物排出量）」
 - ・欠勤率の算定方法：事業者が作成した「算定手順書（欠勤率）」
- ※7：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用
- ※8：マーケット基準
 - ・電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用
 - ・熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数の基礎排出係数、あるいは代替値を使用
- ※9：ロケーション基準
 - ・電力の排出係数：一般送配電事業者別基礎排出係数を使用
 - ・熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数の代替値を使用
- ※10：スコープ 3 の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めた合計値

4. 当協会の独立性と品質管理

ISO14065:2020 に適合する包括的なマネジメントシステムを当協会は導入し、維持している。これは、国際会計士倫理基準審議会による品質マネジメント基準 1、及び、誠実性、客観性、職業専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性等の要件を含む職業会計士の倫理規定における要求を満たすものである。

以上

温室効果ガス排出量 検証報告書

2026 年 7 月 14 日

日本郵便輸送株式会社 様

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

日本郵便輸送株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{*1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む、以下「算定情報」という。）算定結果「2025 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LP ガス、A 重油、灯油の使用、及び事業者の車両が使用したガソリン、軽油に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 6, 7^{*2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{*3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 本社への訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の現場視察、及び中国支社への WEB 経由による算定担当者へのインタビューにより算定データ、データ収集手順確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2025 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	検証されたエネルギー消費量 (GJ)	
本社、支社、営業所、その他駐車場等	スコープ 1※4	69,264.2	電力	52,426.4
スコープ 1 と同様	スコープ 2※5 マーケット基準	2,776.2	ガス	都市ガス 1,369.1
	スコープ 2※6 ロケーション基準	2,566.7		LP ガス 1,283.4
以下参照	スコープ 3	268,912.9	燃料油	A 重油 643.0
スコープ 3 内訳				灯油 1,324.3
本社、支社、営業所	カテゴリ 1	169.0		ガソリン 13,715.0
本社、支社、営業所	カテゴリ 2	7,760.3		軽油 986,949.2
スコープ 1、2 と同様	カテゴリ 3	10,272.7		
本社、支社、営業所	カテゴリ 4	249,509.5		
本社、支社、営業所	カテゴリ 6	307.8		
本社、支社、営業所	カテゴリ 7	893.6		

NOTE:

※1：2025 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・スコープ 1, 2 は、本社、支社、営業所、駐車場等を対象（対象事業所数：111）
- ・スコープ 1 の車両は、本社、支社、営業所を対象（対象事業所数：78）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

スコープ 3 のカテゴリ 1, 2, 4, 6, 7 は、本社、支社、営業所を対象、カテゴリ 3 はスコープ 1, 2 と同様

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：以下を対象
 - ・対象事業所で利用したユニフォーム
 - ・本社で購入したコピー用紙
- カテゴリ 2（資本財）：購入車両を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力を対象
- カテゴリ 4（輸送、配送（上流））：国内の委託輸送のうち、トラックによる幹線輸送、及び陸上輸送の過程で発生するフェリー利用区間（海上輸送）を対象
- カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象

※3：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.8）」、

「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.6）」、及び事業者が作成した「算定手順書（スコープ 1, 2）」、「算定手順書（スコープ 3）」

なお、カテゴリ 4 のうち国内の委託輸送（道路貨物輸送）は CO₂ 排出量算定システム C-Turtle® に内包される産業セクター分類の排出係数を用いて算定

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数（マーケット基準）：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用

※6：電力の排出係数（ロケーション基準）：一般送配電事業者別基礎排出係数を使用

以上

温室効果ガス排出量 検証報告書

2026 年 7 月 24 日

JP ロジスティクスグループ株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

JP ロジスティクスグループ株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む、以下「算定情報」という。）算定結果「2025 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における軽油、ガソリン、都市ガス、LP ガス、灯油、及び、A 重油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 6, 7^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者であり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements) の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 千葉支店への訪問による算定対象、データ収集手順確認、供給されたエネルギーのモニタリングポイントの現場視察
- 算定情報の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2025 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ 1 ^{※4}	43,912.5
スコープ 2 マーケット基準 ^{※5}	4,636.8
スコープ 2 ロケーション基準 ^{※6}	4,469.5
スコープ 3	72,904.6
スコープ 3 内訳	
カテゴリ 1	1,007.2
カテゴリ 2	7,070.1
カテゴリ 3	6,969.8
カテゴリ 4	55,683.1
カテゴリ 6	477.8
カテゴリ 7	1,696.6

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力		91,479.2
ガス	都市ガス	2,377.4
	LP ガス	1,868.3
燃料油	軽油	626,952.4
	ガソリン	5,889.2
	灯油	800.2
	A 重油	0.0

NOTE:

※1：算定対象

JP ロジスティクスグループ株式会社、JP ロジスティクス株式会社（計 87 拠点）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：制服、送り状類、用紙、帳票類を対象
- カテゴリ 2（資本財）：購入した事業用車両を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力を対象
- カテゴリ 4（輸送、配送（上流））：他社への運送委託分を対象
- カテゴリ 6（出張）：従業員の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員の通勤を対象

※3：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.8)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.6)」、及び、事業者が作成した「算定手順書」

なお、カテゴリ 4 のうち委託輸送（道路貨物輸送）は CO₂ 排出量算定システム C-Turtle® に内包される産業セクター分類の排出係数を用いて算定

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数（マーケット基準）：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用

※6：電力の排出係数（ロケーション基準）：一般送配電事業者別基礎排出係数を使用

以上

温室効果ガス排出量 検証報告書

2026 年 7 月 27 日

JPトナミグループ株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

JPトナミグループ株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む、以下「算定情報」という。）算定結果「2025 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LPG、ガソリン、軽油、灯油、CNG、A 重油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わるJPトナミグループ株式会社の担当者へのインタビュー
- トナミ運輸株式会社富山支店への訪問による算定対象、データ収集手順確認、供給されたエネルギーのモニタリングポイントの現場視察
- 算定情報の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2025 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ 1※4	160,251.2
スコープ 2 マーケット基準※5	18,843.7
スコープ 2 ロケーション基準※6	18,906.9
スコープ 3	198,899.8
スコープ 3 内訳	
カテゴリ 1	16,312.4
カテゴリ 2	30,332.6
カテゴリ 3	25,969.5
カテゴリ 4	92,184.3
カテゴリ 5	29,349.6
カテゴリ 6	1,200.7
カテゴリ 7	3,550.7

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力		387,731.1
ガス	都市ガス	1,526.9
	LP ガス	18,284.2
	CNG	10,296.3
燃料油	軽油	2,274,498.5
	ガソリン	21,158.7
	灯油	2,709.7
	A 重油	1,395.7

NOTE:

※1：算定対象

JPトナミグループ株式会社、及び国内連結子会社

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

- カテゴリ 1 (購入した製品・サービス)：購入したユニフォーム、事務用品、荷造材料、タイヤ、パンフレット、並びに修繕費及び保険料に係るサービス
- カテゴリ 2 (資本財)：購入した車両及び建屋
- カテゴリ 3 (スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動)：使用した燃料、電力
- カテゴリ 4 (輸送、配送 (上流))：国内の委託輸送 (鉄道、トラック、海運、航空)
- カテゴリ 5 (事業から出る廃棄物)：算定対象から出る産業廃棄物
- カテゴリ 6 (出張)：従業員の公共交通機関利用による出張
- カテゴリ 7 (雇用者の通勤)：従業員の所属拠点への通勤

※3：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.8)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.6)」、及び事業者が作成した「算定手順書」

なお、カテゴリ 4 のうち国内の委託輸送 (道路貨物輸送) は CO₂ 排出量算定システム C-Turtle®に内包される産業セクター分類の排出係数を用いて算定

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数、あるいは代替値を使用

※5：電力の排出係数 (マーケット基準)：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用

※6：電力の排出係数 (ロケーション基準)：一般送配電事業者別基礎排出係数を使用

以上

Independent Practitioners' Limited Assurance Report

To the Directors of Toll Holdings Pty Ltd

Report on Total Scope 1,2 and 3 Greenhouse Gas Emissions presented in the FY26 Toll Greenhouse Gas Emissions Data Template

Limited Assurance Conclusion

We have conducted a limited assurance engagement on the Total Scope 1,2 and 3 Greenhouse Gas Emissions presented in the FY26 GHG Emissions Data Template (Information Subject to Assurance) of Toll Holdings Pty Ltd ("the Company") prepared in accordance with Greenhouse Gas Protocol (Criteria) for the year ended 31 March 2026.

Based on the procedures performed and evidence obtained, nothing has come to our attention to cause us to believe that the Information Subject to Assurance of *Toll Holdings Pty Ltd for the year ended 31 March 2026* is not prepared, in all material respects, in accordance with the Criteria.

Information Subject to Assurance

The Information Subject to Assurance is set out below:

GHG Emissions	Year ended 31 March 2026
Scope 1 GHG Emissions	151,331 tCO ₂ e
Scope 2 GHG Emissions	26,993 tCO ₂ e
Scope 3 GHG Emissions	1,110,722 tCO ₂ e

Basis for Conclusion

We conducted our limited assurance engagement in accordance with Australian Standard on Sustainability Assurance (ASSA) 5000 *General Requirements for Sustainability Assurance Engagements* issued by the Australian Auditing and Assurance Standards Board (AUASB).

The procedures performed in a limited assurance engagement vary in nature and timing from and are less in extent than for a reasonable assurance engagement. Consequently, the level of assurance obtained in a limited assurance engagement is substantially lower than the assurance that would have been obtained had a reasonable assurance engagement been performed.

Our responsibilities under ASSA 5000 are further described in the "Practitioner's Responsibilities" section of our report.

We comply with the independence and other ethical requirements of APES 110 *Code of Ethics for Professional Accountants (including Independence Standards)* issued by the Accounting Professional & Ethical Standards Board Limited.

Our firm applies Auditing Standard ASQM1 *Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Reports and Other Financial Information, or Other Assurance or Related Services Engagements*, issued by the AUASB. This standard requires the firm to design, implement and operate a system of quality management, including policies or procedures regarding compliance with ethical requirements, professional standards and applicable legal and regulatory requirements.

We believe that the evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our conclusion.

Use of this Assurance Report

This report has been prepared solely for the Directors of Toll Holdings Pty Ltd, who have voluntarily requested independent assurance over the Information Subject to Assurance of Toll Holdings Pty Ltd. Accordingly, this report may not be suitable for another purpose. We disclaim any assumption of responsibility for any reliance on this report, to any person other than the Directors of Toll Holdings Pty Ltd, or for any other purpose than that for which it was prepared.

Other Information

The Directors of Toll Holdings Pty Ltd are responsible for the other information. The other information comprises the non-financial information included in the FY26 GHG Emissions Data Template, but does not include the Information Subject to Assurance and our review report thereon.

Our conclusion on the Information Subject to Assurance does not cover the other information and we do not express any form of conclusion thereon. In connection with our review of the Information Subject to Assurance, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the Information Subject to Assurance, or our knowledge obtained when conducting the review, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Inherent Limitations

Inherent limitations exist in all assurance engagements due to the selective testing of the information being examined. It is therefore possible that fraud, error or material misstatement in the Information Subject to Assurance may occur and not be detected. Non-financial data may be subject to more inherent limitations than financial data, given both its nature and the methods used for determining, calculating, and estimating such data. The precision of different measurement techniques may also vary. The absence of a significant body of established practice on which to draw to evaluate and measure non-financial information allows for different, but acceptable, evaluation and measurement techniques that can affect comparability between entities and over time.

Greenhouse gas quantification is subject to inherent uncertainty due to the nature of the information and the uncertainties inherent in: (i) the methods used for determining or estimating the appropriate amounts, (ii) information used to determine emission factors and (iii) the values needed to combine emissions of different gases.

Practitioner's Responsibilities

Our objectives are to plan and perform the engagement to obtain limited assurance about whether the Information Subject to Assurance is free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a limited assurance report that includes our conclusion. Misstatements can arise from fraud or error, and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the decisions of intended users taken on the basis of the Information Subject to Assurance.

As part of limited assurance engagements in accordance with ASSA 5000, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the engagement. We also:

- Perform risk assessment procedures, including obtaining an understanding of internal controls relevant to the engagement, to identify and assess the risks of material misstatement, whether due to fraud or error, at the disclosure level but not for the purpose of providing a conclusion on the effectiveness of the entity's internal control.

- Design and perform procedures responsive to the assessed risks of material misstatement at the disclosure level in the Information Subject to Assurance.

The risk of not detecting a material misstatement due to fraud is higher than for one due to error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls.

Summary of the Work Performed for the Limited Assurance Engagement

A limited assurance engagement involves performing procedures to obtain evidence about the Information Subject to Assurance. The nature, timing and extent of procedures selected depend on professional judgement, including the assessed risks of material misstatement at the disclosure level, whether due to fraud or error. In conducting our limited assurance engagement, we:

- Enquired with Toll Holdings Pty Ltd personnel to understand the internal controls, governance structure and reporting process of the Information Subject to Assurance
- Assessed the appropriateness of the reporting boundary applied by Toll Holdings Pty Ltd to understand the entities, assets and operations within scope of the Information Subject to Assurance
- Obtained an understanding of processes and information flows related to the Information Subject to Assurance by performing walkthroughs
- Undertook analytical procedures over the specified Information Subject to Assurance
- Assessed the suitability and application of the Reporting Criteria in respect of the Information Subject to Assurance
- On a sample basis, vouched activity records to source documentation and compared related emission factors to source data. We also re-performed emissions calculations based on the underlying inputs
- Reconciled the Information Subject to Assurance presented in the FY26 Toll GHG Emissions Data Template to underlying source documents

KPMG

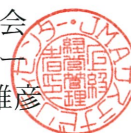
KPMG
Melbourne
30 June 2026

温室効果ガス排出量 検証報告書

2026 年 7 月 6 日

日本郵政不動産株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

日本郵政不動産株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む、以下「算定情報」という。）算定結果「2025 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、A 重油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 5, 6, 7, 13^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part - 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 蔵前 JP テラスへの訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の現場視察
- 算定情報の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2025 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ 1 ^{※4}	2.1
スコープ 2 ^{※5} (マーケット基準)	3,287.1
スコープ 2 ^{※6} (ロケーション基準)	3,076.2
スコープ 3	79,649.7
スコープ 3 内訳	
カテゴリ 1	3,997.9
カテゴリ 2	49,419.0
カテゴリ 3	497.3
カテゴリ 5	267.7
カテゴリ 6	17.6
カテゴリ 7	32.4
カテゴリ 13	25,417.8

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力		62,869.2
ガス	都市ガス	45.5
燃料油	A 重油	0.0

NOTE:

※1：算定対象は事業者の事業所（及び、以下参照）

- ・スコープ 1,2、スコープ 3 カテゴリ 3：所有 40 物件の内一棟貸しを除く複合ビル 4 物件の共用部
- ・スコープ 3 カテゴリ 13：以下参照

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：購入したコピー用紙（本社のみ）、施設、物品の修繕、及び 2025 年度に解体が完了した建物の解体工事を対象
- カテゴリ 2（資本財）：建設、購入した資本財（構築物、機械及び装置、工具器具備品、ソフトウェア）を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力を対象
- カテゴリ 5（事業から出る廃棄物）：2025 年度に解体が完了した建物の解体工事で発生した廃棄物、及び産業廃棄物（本社のみ）を対象
- カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象
- カテゴリ 13（リース資産（下流））：賃貸事業として所有し、所有 40 物件の内他者に賃貸しているリース資産を対象（賃貸住宅を含む）

※3：スコープ 1,2,3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.8)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.6)」、及び事業者が作成した「算定手順書」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数（マーケット基準）：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用

※6：電力の排出係数（ロケーション基準）：一般送配電事業者別基礎排出係数を使用

以上